旧(現行)

新(改定案)

県土マネジメント部土木工事検査要領

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めると|第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとこ ころによる。

(3) 本庁契約

本庁契約とは、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第26条第1 項第4号の規定による契約締結に関する事務の委任(昭和56年4月1日付け監第10 4号) によらない契約をいう。

(5) 本庁検査

本庁検査とは、本庁検査員が行う検査をいう。

(6) 機関契約

機関契約とは、奈良県契約規則第26条第1項第4号の規定による契約締結に関す る事務の委任(昭和56年4月1日付け監第104号)による契約をいう。

(8) 機関検査

機関検査とは、機関検査員が行う検査をいう。

(検査の種類及び時期)

第3 検査職員が行う検査は、次に掲げる検査とする。なお、本庁契約にあっては本庁検1 青員が、機関契約にあっては機関検査員が、検査を実施するものとする。

(1) 既済部分検査

工事の既済部分を確認するための検査及び工事の打切りや契約の解除により、既済 部分の確認をするための検査をいう。既済部分検査には、債務負担行為を設定した工 事における年割額を支払うための年度精算検査を含めるものとする。

検査の実施時期は、本庁契約の場合においては、受注者による請負工事既済部分検 杳請求書(様式-19)の提出に基づき、出来形に係る監督職員の確認検査が終了した。 後、出先機関の長(以下「事務所長」という。)から技術管理課長に、請負工事既済 部分検査請求書(様式-19)を添付した既済部分検査請求書(検第1号様式)の提出 があったときとする。機関契約の場合においては、受注者による請負工事既済部分検 査請求書(様 式-19)の提出に基づき、出来形に係る監督職員の確認が終了したと きとする。

検査を実施した結果、契約で定められた出来高を確認した上で、出来高に応じた代

県土マネジメント部土木工事検査要領

(用語の定義)

ろによる。

(3) 本庁契約

本庁契約とは、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第26条第1 項第4号の規定による「かいの契約締結に関する事務の委任」によらない契約をいう。

(5) 本庁検査

本庁検査とは、本庁検査員が行う検査をいい、本庁契約及び当初設計金額5,000 万円以上の機関契約を対象とする。

(6) 機関契約

機関契約とは、奈良県契約規則第26条第1項第4号の規定による「かいの契約締結 に関する事務の委任」による契約をいう。

(8) 機関検査

機関検査とは、機関検査員が行う検査をいい、当初設計金額5,000万円未満の機 関契約を対象とする。

(検査の種類及び時期)

第3 検査職員が行う検査は、次に掲げる検査とする。

(1) 既済部分検査

工事の既済部分を確認するための検査及び工事の打切りや契約の解除により、既済部 分の確認をするための検査をいう。既済部分検査には、債務負担行為を設定した工事に おける年割額を支払うための年度精算検査を含めるものとする。

検査の実施時期は、本庁検査の場合においては、受注者による請負工事既済部分検査 請求書(様式-19)の提出に基づき、出来形に係る監督職員の確認検査が終了した後、 出先機関の長(以下「事務所長」という。)から技術管理課長に、請負工事既済部分検 査請求書(様式-19)を添付した既済部分検査請求書(検第1号様式)の提出があった ときとする。機関検査の場合においては、受注者による請負工事既済部分検査請求書(様 式-19)の提出に基づき、出来形に係る監督職員の確認が終了したときとする。

検査を実施した結果、契約で定められた出来高を確認した上で、出来高に応じた代価 を支払うことになる。なお、出来高と認められた工事の完了部分については、発注者に

新 旧 対 照 表

旧(現行)

引き渡されることなく、受注者において引き続き管理することになる。

価を支払うことになる。なお、出来高と認められた工事の完了部分については、発注者に引き渡されることなく、受注者において引き続き管理することになる。

(2) 完済部分検査

工事の完成前に、設計図書で予め指定された部分の工事目的物が完成した場合に行う検査をいう。

検査の実施時期は、本庁契約の場合においては、受注者による指定部分完成通知書 (様式-16)の提出に基づき、出来形に係る監督職員の確認検査が終了した後、事務 所長から技術管理課長に完済部分検査請求書(検第2号様式)の提出があったときと する。機関契約の場合においては、受注者からの指定部分完成通知書(様式-16)の 提出に基づき、監督職員による確認が終了したときとする。

検査を実施した結果、適合であれば、指定部分引渡書(様式-17)の提出により指定部分の発注者への引渡しが行われ、代価を支払うことになる。

(3)中間技術検査

工事の施工途中において、事後確認が困難なこと等から検査の必要性を技術管理課長 又は事務所長が認めた検査をいう。

検査の実施時期は、本庁契約の場合においては、出来形に係る監督職員の確認検査が終了した後、事務所長から技術管理課長に中間技術検査請求書(検第3号様式)の提出があったときとする。機関契約の場合においては、出来形に係る監督職員の確認が終了したときとする。なお、検査を実施した結果、適合であっても、代価の支払いや引き渡しはない。

(4)完成検査

工事の完成を確認するための検査をいう。その検査時期は、本庁契約の場合においては、受注者からの完成通知書(様式-29)の提出に基づき、監督職員による確認検査が終了した後、事務所長から、技術管理課長に完成通知書(様式-29)を添付した完成検査請求書(検第4号様式)」の提出があったときとする。機関契約の場合においては、受注者からの完成通知書(様式-29)の提出に基づき、監督職員による確認が終了したときとする。

検査を実施した結果、適合であれば、引渡書(様式-30)の提出により発注者への引渡しが行われ、代価を支払うことになる。

附則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

(2) 完済部分検査

工事の完成前に、設計図書で予め指定された部分の工事目的物が完成した場合に行う 検査をいう。

新(改定案)

検査の実施時期は、本庁検査の場合においては、受注者による指定部分完成通知書(様式-16)の提出に基づき、出来形に係る監督職員の確認検査が終了した後、事務所長から技術管理課長に完済部分検査請求書(検第2号様式)の提出があったときとする。機関検査の場合においては、受注者からの指定部分完成通知書(様式-16)の提出に基づき、監督職員による確認が終了したときとする。

検査を実施した結果、適合であれば、指定部分引渡書(様式-17)の提出により指定部分の発注者への引渡しが行われ、代価を支払うことになる。

(3)中間技術検査

工事の施工途中において、事後確認が困難なこと等から検査の必要性を技術管理課長 又は事務所長が認めた検査をいう。

検査の実施時期は、本庁<mark>検査</mark>の場合においては、出来形に係る監督職員の確認検査が終了した後、事務所長から技術管理課長に中間技術検査請求書(検第3号様式)の提出があったときとする。機関<mark>検査</mark>の場合においては、出来形に係る監督職員の確認が終了したときとする。なお、検査を実施した結果、適合であっても、代価の支払いや引き渡しはない。

(4) 完成検査

工事の完成を確認するための検査をいう。その検査時期は、本庁検査の場合においては、受注者からの完成通知書(様式-29)の提出に基づき、監督職員による確認検査が終了した後、事務所長から、技術管理課長に完成通知書(様式-29)を添付した完成検査請求書(検第4号様式)」の提出があったときとする。機関検査の場合においては、受注者からの完成通知書(様式-29)の提出に基づき、監督職員による確認が終了したときとする。

検査を実施した結果、適合であれば、引渡書(様式-30)の提出により発注者への引渡しが行われ、代価を支払うことになる。

附則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

旧(現 行)	新(改 定 案)
旧(現 行) 附 則 この要領は、平成7年7月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成27年11月9日から施行する。 附 則 この要領は、平成27年11月9日から施行する。 附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成29年8月10日から施行する。 附 則 この要領は、平成29年8月10日から施行する。 附 則 この要領は、平成29年8月10日から施行する。	新(改 定 案) 附 則 この要領は、平成7年7月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成29年8月10日から施行する。 附 則 この要領は、平成29年8月10日から施行する。 附 則 この要領は、平成31年3月18日から施行する。 附 則 この要領は、平成31年3月18日から施行する。 の 別 則 この要領は、平成31年3月18日から施行する。